

2019 年 12 月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 師走の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2020 年 1 月 1 日より下記の通り、弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2020 年 1 月 1 日

内 容

【規約改定】

1. 第六章 手数料 第 25 条(手数料) 1 項～6 項の改定及び手数料区分の改定
2. 第六章 手数料 第 25 条(手数料) 6 項「各会場手数料」の削除(アライAAホームページ掲載に改定)
3. 第六章 手数料 第 25 条(手数料) 6 項アライAA小山搬出遅延ペナルティの削除
4. 第七章 出 品 第 28 条(出品車両の搬入) 1 項、2 項の改定
5. 第七章 出 品 第 29 条(車両の搬出) 1 項～4 項の改定
6. 第七章 出 品 第 29 条(車両の搬出)「車両搬出入管理要綱」の削除(アライAAホームページ掲載に改定)
7. 第九章 書 類 第 38 条(クレーム細目) 17. ナンバー外し手数料の改定
8. 第十一章の〔Ⅰ〕 検査規程 第7条(出品車検査基準) アライAA トラック・バス検査基準の改定
9. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 第 25 項の改定
10. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)トラック専用クレーム処理細目 修復枠④の改定

1. 第六章 手数料 第25条(手数料)「各会場手数料」第1項～6項の改定

《現在の規約》

会員は、下記の「各会場手数料」等をアライAAに支払わなければならないものとします。手数料の種類及びその内容は以下のとおりとします。

1 (出品手数料)

出品者は、出品車両ごとに出品手数料をアライAAに支払わなければならないとします。

2 (成約手数料)

出品者は、出品車両が成約した場合には、成約車両ごとに成約手数料をアライAAに支払わなければならないとします。

3 (落札手数料)

会員が出品車両を落札したとき、落札手数料をアライAAに支払わなければならないとします。

4 記念オークション開催等、特別に開催されるオークションの場合には、記念AA出品、成約及び落札手数料を支払わなければならないとします。

5 各会場ごとに特別に設定した出品コーナー等は、その会場が定めた手数料をアライAAに支払わなければならないとします。

6 その他の手数料

会員は、以下のとおりの手数料を支払うものとします。

※手数料区分

小 型[現状含む]	軽自動車・小型自動車・普通自動車
中型Ⅰ[現状含む]	積載量0.75t以上4t未満のトラック フレーム付バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ[現状含む]	積載量4t以上5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) 速度表示灯の装置がない車両 バス(乗車定員11人以上30人未満、同サイズの車両等含む)
大 型[現状含む]	積載量5t以上(車両総重量8t以上) 速度表示灯の装置が付いている車両 大型バス(乗車定員30人以上、同サイズの車両等含む)
特 大[現状含む]	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・特大建機

* 建設機械・農業機械・産業機械手数料区分に関しましては会場ごとに規定を別途定めます。

↓

《改定後》

会員は、下記手数料等をアライAAに支払わなければならないものとします。

1 車両を出品した会員は、出品車両ごとに出品手数料をアライAAに支払わなければならないとします。

2 出品した車両が成約した会員は、成約車両ごとに成約手数料をアライAAに支払わなければならないとします。

3 出品車両を落札した会員は、落札車両ごとに落札手数料をアライAAに支払わなければならないとします。

4 アライAAで開催されるすべてのオークションにおける手数料の詳細については、アライAAホームページ(URL: <http://www.araiaa.jp/>)に掲載するものとします。また手数料のベースとなる車両区分については下記内容とします。

小 型[現状含む]	軽自動車・小型自動車・普通自動車
中型Ⅰ[現状含む]	積載量0.75t以上4t未満のトラック フレーム付バン 1ナンバー車(4tベース車除く)
中型Ⅱ[現状含む]	積載量4t以上5t未満(車両総重量8t未満・4tベース車含む) バス(乗車定員11人以上30人未満、同サイズの車両等含む)
大 型[現状含む]	積載量5t以上(車両総重量8t以上) 大型バス(乗車定員30人以上、同サイズの車両等含む)
特 大[現状含む]	ラフタークレーン(20t吊り以上のもの)・特大建機

＊農業機械・建設機械・産業機械手数料区分に関しましては会場ごとに規定を別途定めます。

5 その他の手数料

- ・ナンバープレートの取り外し手数料 3,000 円＋実費
- ・登録事項証明書手数料 3,000 円
- ・抹消代行手数料 10,000 円
- ・バッテリー上がり、ガス欠手数料 3,000 円
- ・ポスカード紛失再発行手数料 10,000 円
- ・IDカード発行手数料 3,000 円
- ・出品票代(1部) 100 円

- ・AI-NET(入札)料金

入札料	アライAA小山バン・トラックオークション 100 円 アライ建機オークション 100 円
落札手数料	3,000 円 割増

(注)上記金額は1台ごとの料金、入札料は未落札時も徴収

- ・AI-NET(リアル)料金

月会費	3,980 円
落札手数料	3,000 円 割増

- ・AI-NET(AA在庫)料金

出品料	0 円
成約料	通常成約料に 5,000 円割増
落札料	通常落札料

- ・4W 不在応札
(FAX受付・事務局受付)

入札料	(4W オークション、バン・トラックオークション、 建機オークション) 500 円
落札料	3,000 円割増

(注)但し、会場内「不在受付機」および「ポス席」は入札料無料
上記金額は1台ごとの料金、入札料は未落札時も徴収

2. 第六章 手数料 第 25 条(手数料)第 6 項その他手数料「各会場手数料」の削除

《改定後》

アライAAホームページ（URL：http://www.araiaa.jp/）、「会場案内」各会場にて掲載に改定

3. 第六章 手数料 第 25 条(手数料)第 6 項その他手数料 アライAA小山 搬出遅延ペナルティの削除

《改定後》

アライAAホームページ（URL：http://www.araiaa.jp/）、「会場案内」各会場にて掲載に改定

4. 第七章 出 品 第 28 条(出品車両の搬入) 1 項、2 項の改定

《現在の規約》

出品車両の搬入は、以下に定めるとおり、行っていただきます。

- 1 出品車両の搬入は、アライAAの各会場が定めた時刻までとします（下記「車両搬出入管理要綱」参照）。
- 2 出品車両は、アライAAの指定した位置に駐車していただきます。
↓

《改定後》

- 1 出品車両は、アライAAの各会場で定めた期限までに搬入するものとします。
- 2 各会場で定める期限については、アライAAホームページに掲載するものとします。
- 3 出品車両の搬入に際しては、アライAAの指示に従うものとします。

5. 第七章 出 品 第 29 条(車両の搬出) 1 項～4項の改定

《現在の規約》

車両の搬出は、以下に定めるとおりに行っていただきます。

- 1 車両は、所定の搬出カードの提出により搬出することができます。但し、アライAAの判断により、落札車両代金等の決済が完了するまで車両の搬出を制限することがあります。
- 2 車両の搬出期限は、アライAAの各会場が定めた時刻までとします（下記「車両搬出入管理要綱」参照）。
- 3 「車両搬出入管理要綱」で定められた期限までに、流札車両または落札車両を搬出しなかった場合、再出品車両とみなし、出品手数料を支払うものといたします（小山会場においては搬出遅延ペナルティ）。尚、再出品車両は、アライAAにて出品票を代筆致しますが、アライAAは記入ミス等の責任は負わないものとします。

- 4 長期放置車両については、警告をしたうえで、アライAAの裁定にて解体したうえで、処分料を請求させていただきます。



《改定後》

- 1 車両の搬出は、アライAAの各会場で定めた期限内にアライAAの指示に従い行うものとします。
- 2 搬出期限を超えた車両については、アライAAの運営に於いて、遅延ペナルティの対象もしくは次回開催へ自動的に再出品するものとし、再出品となった場合は、出品手数料をアライAAに支払うものとします。
- 3 取引条件により、落札車両の搬出に制限がされている場合は、アライAAによる債務の完済確認をもって搬出することができるものとします。
- 4 間違った車両を搬出した会員は、原状回復に要する費用その他、それに伴い他の会員に生じた損害を負うものとします。
- 5 アライAA会場内に、正当な理由がなく放置または駐車された車両については、アライAAはその管理責任を負わないものとし、警告等を行った上で、アライAAの裁定にて解体等の処分をするとともに、処分等にかかった費用を請求するものとします。
- 6 会場で定める搬出期限、搬出遅延ペナルティについては、アライAAホームページ（URL：<http://www.araiaa.jp/>）に掲載するものとします。

6. 第七章 出品 第29条(車両の搬出)「車両搬出入管理要綱」の削除

《改定後》

アライAAホームページ（URL：<http://www.araiaa.jp/>）、「会場案内」各会場にて掲載に改定

7. 第九章 書類 第38条(書類細目) 17.ナンバー外し手数料の改定

《現在の規約》

- 3,000 円 / 件



《改定後》

- 3,000 円+実費 / 件

8. 第十一章の〔Ⅰ〕 検査規程 第7条(出品車両検査基準) アライAAトラック・バス検査基準の改定

《現在の規約》

アライAA トラック・バス 検査基準表

※アライAAの定めるトラックとは、フレーム付車(キャビン交換可能なもの)であることとします。

※アライAA トラック・バス 検査基準を適用する車両とは、第十一章の〔Ⅰ〕検査規程、第3条(出品車両規定) 17項の車両区分表で区分する、「中型Ⅰ」以上のトラック形状車両及びバスを対象とします。

	内 容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物(ボディ)に、多少の使用感があるもの 中Ⅰ：走行50,000kmまで 中Ⅱ・大型・特大：走行100,000kmまで
4点	外装に多少の凹み、傷、钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの 上物(ボディ)各部に、曲り、捻れ、凹みが少なく、状態が良好なもの 中Ⅰ：走行200,000kmまで 中Ⅱ：走行500,000kmまで 大型・特大：走行800,000kmまで
3. 5点	リヤフレーム及びリヤフレームに接合されているクロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) けん引フック部に歪があるもの キャブフロアーより下位置に歪・修正・交換があるもの 走行不明(井)車両、メーター改ざん(*)車両
3点	凹みや傷等があり、修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの フロント・センターフレーム、クロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) キャブフロントパネル(ボンネットタイプを除く)、バックパネルの交換 上物(ボディ)に瑕疵があるもの(ボディ取付に不具合のあるもの)
2点	フレーム・クロスメンバーの亀裂・腐食穴 キャブ・上物(ボディ)の腐食穴大 粗悪車両
1点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0点	現状車両、検査基準に該当しない車両 エンジン・トランスミッションの不具合大車両 走行危険(不可)車両・不動車両
R点	R 点： 修復車両(骨格部位の損傷・改造・加工等) R1点： 修復車両であり、評価1点の内容と重複する車両 R2点： 修復車両であり、車両状態が悪いもの、評価2点の内容と重複する車両

アライAAで定めるトラック・バス修復車両とは、下記車両とします。

- ① キャブ交換。
- ② キャブルーフパネルの交換。
- ③ キャブサイドパネルの交換。
- ④ キャブフロント・リアピラーの歪・修正・交換(外部露出部分・フロアー面より下位置にある損傷及び修正は修復としない)。
- ⑤ キャブフロアーの歪・修正・交換(フロアーメンバーも同様)。
- ⑥ キャブフロントインナーパネルの歪・修正・交換(ボンネットタイプの内側部分)。
- ⑦ メインフレームの修正、クロスメンバーの修正・交換。
- ⑧ バスの修復については、上記①～⑦項に記載する内容と同様の基準とします。

※④・⑤については、腐食穴・亀裂が有る場合は、修復とします。

※検査基準内容に示す評価点は、あくまでも上限評価点とします。

《改定後の規約》

アライAAトラック・バス 検査基準表

※アライAAの定めるトラックとは、フレーム付車(キャビン交換可能なもの)であることとします。

※アライAAトラック・バス 検査基準を適用する車両とは、第十一章の〔I〕検査規程、第3条(出品車両規定)17項の車両区分表で区分する、「中型I」以上のトラック形状車両及びバスを対象とします。

評価点	内 容
5点	内外装の状態が良好で、無修正に近く良好なもの 上物(ボディ)に、多少の使用感があるもの 中Ⅰ：走行50,000kmまで 中Ⅱ・大型・特大：走行100,000kmまで
4点	外装に多少の凹み、傷、钣金修理跡があるが修正せずに十分使用可能なもの 上物(ボディ)各部に、曲り、捻れ、凹みが少なく、状態が良好なもの 中Ⅰ：走行200,000kmまで 中Ⅱ：走行500,000kmまで 大型・特大：走行800,000kmまで
3. 5点	リヤフレーム及びリヤフレームに接合されているクロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) けん引フック部に歪があるもの キャブフロアーより下位置に歪・修正・交換があるもの 走行不明(Ⅱ)車両、メーター改ざん(*)車両
3点	凹みや傷等があり、修理・修正を必要とするもの 目立つ錆、腐食があるもの エンジン・トランスミッションに不具合があるもの フレーム、クロスメンバーに歪があるもの(歪大は評価0点) キャブフロントパネル(ボンネットタイプを除く)、バックパネルの交換 上物(ボディ)に瑕疵があるもの(ボディ取付に不具合のあるもの)
2点	粗悪車両 フレーム・クロスメンバーの亀裂・腐食穴
1点	冠水・消火剤散布車両等の瑕疵車両
0点	現状車両、検査基準に該当しない車両 走行危険車両・不動車両
B点	現状車両 フレーム、クロスメンバーの亀裂・腐食穴が大きいもの キャブフロアーの腐食穴が大きいもの
R点	R 点： 修復車両(骨格部位の損傷・改造・加工等)
	R1点： 修復車両であり、評価1点の内容と重複する車両
	R2点： 修復車両であり、車両状態が悪いもの、評価2点の内容と重複する車両

アライAAで定めるトラック・バス修復車両とは、下記車両とします。

- ① キャブ交換。
- ② キャブブルーフパネルの交換。
- ③ キャブサイドパネルの交換。
- ④ キャブフロント・リアピラーの歪・修正・交換(外部露出部分・フロアー面より下位置にある損傷及び修正は修復としない)。
- ⑤ キャブフロアーの歪・修正・交換(フロアーメンバーも同様)。
- ⑥ キャブフロントインナーパネルの歪・修正・交換(ボンネットタイプの内側部分)。
- ⑦ フレームの修正、クロスメンバーの修正・交換。
- ⑧ バスの修復については、上記①～⑦項に記載する内容と同様の基準とします。

※④・⑤については、腐食穴・亀裂が有る場合は、修復とします。

※検査基準内容に示す評価点は、あくまでも上限評価点とします。

9. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 第25項の改定

《現在の規約》

- 25 評価点0車については、出品者の申告の違い以外は、ノークレームと致しますが、アライAA裁定により、クレームの対象とする場合があります。

↓

《改定後の規約》

- 25 評価点0点、B点については、出品者の申告の違い以外はノークレームと致しますが、アライAA裁定により、クレームの対象とする場合があります。

10. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則) トラック専用クレーム処理細目 修復枠④の改定

《現在の規約》

トラック専用 クレーム処理細目

クレーム内容		クレーム対象の有無&申立期間						備 考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
修復	④フレーム・クロスメンバーの亀裂・腐食穴	5日	5日	5日	5日	5日	5日	評価点 2点・1点・R1点・R2点は除く

↓

《改定後の規約》

トラック専用 クレーム処理細目

クレーム内容		クレーム対象の有無&申立期間						備 考
		中Ⅰ	中Ⅱ	大型・特大	修復車	外部落札	商談	
修復	④フレーム・クロスメンバーの亀裂・腐食穴	7日	7日	7日	7日	7日	7日	評価点 2点・1点・0点・B点は除く

以上

